

# 平成24年度介護報酬改定案

(介護予防)

特定施設入居者生活介護

## 説明資料

平成24年3月 新潟県 高齢福祉保健課

平成24年度介護報酬・基準の改定内容

①介護報酬関係

<特定施設入居者生活介護>

重要:必ず確認すること!

提出方法等は後日通知

対象	目的	算定要件	改正後の加算・単価等 ◆=新規、◇=一部修正	留意点	告示、通知等	体制届
一般型	評価の見直し		◇特定施設入居者生活介護費 要介護1 571単位/日 → 560単位/日 要介護2 641単位/日 → 628単位/日 要介護3 711単位/日 → 700単位/日 要介護4 780単位/日 → 768単位/日 要介護5 851単位/日 → 838単位/日		1(1)H12告示19 P52 2(2)H12通知40 P394	
	看取りの対応強化	【要件】 次のいずれにも適合している利用者 ・医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込がないと診断した者であること。 ・利用者又は家族の同意を得て、利用者の介護に係る計画が作成されていること。 ・医師、看護師又は介護職員等が共同して、利用者の状態又は家族の求め等に応じて随時説明を行い、同意を得て介護が行われていること。 ・夜間看護体制加算を算定していること。 ※退去日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。 ※外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費又は短期利用特定施設入居者生活介護費を算定している場合は算定しない。	◆看取り介護加算 死亡日以前4日以上30日以下 80単位/日 死亡日の前日及び前々日 680単位/日 死亡日 1,280単位/日	●退去した月と死亡した月が異なる場合でも算定可である。 ●死亡月にまとめて算定することから、利用者が退去等する際、退去等の翌月に亡くなった場合に、看取り介護加算に係る請求を行う場合があることを説明し、文書で同意を得ておくことが必要。 ●退去した日の翌日から死亡日までの期間が30日以上あった場合には、算定することはできない。	1(1)H12告示19 P55 2(2)H12通知40 P396	必要
外部サービス利用型	評価の見直し		◇外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費 要介護 87単位/日 → 86単位/日		1(1)告示19号 P52 2(2)老企40号 P396~397	

平成24年度介護報酬・基準の改定内容

①介護報酬関係

<特定施設入居者生活介護>

重要:必ず確認すること!

提出方法等は後日通知

対象	目的	算定要件	改正後の加算・単価等 ◆=新規、◇=一部修正	留意点	告示、通知等	体制届
短期利用	短期利用の促進	<p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定施設入居者生活介護事業所が初めて指定を受けた日から起算して3年以上経過していること。</li> <li>・入居定員の範囲内で空室の居室（定員が1人であるものに限る。）を利用すること。</li> <li>・短期利用の利用者は、入居定員の100分の10以下であること。</li> <li>・利用の開始に当たって、あらかじめ30日以内の利用期間を定めること。</li> <li>・短期利用の利用者を除く入居者が、入居定員の100分の80以上であること。</li> <li>・権利金その他の金品を受領しないこと。</li> <li>・介護保険法等の規定による勧告等を受けた日から起算して5年以上であること。</li> </ul> <p>※外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費を算定している場合には適用しない。</p>	<p>◆短期利用特定施設入居者生活介護費</p> <p>要介護1 560単位/日 要介護2 628単位/日 要介護3 700単位/日 要介護4 768単位/日 要介護5 838単位/日</p>	<p>●有料老人ホーム、軽費老人ホームが対象。</p> <p>●入居定員に占める入居者の割合については、届出日の属する月の前3月のそれぞれの末日時点の割合の平均について算出する。</p> <p>●届出を行った月以降、毎月において直近3月間の入居者の割合がそれぞれ100分の80以上であることが必要。</p> <p>●入居者の割合については、毎月記録するものとし、100分の80を下回った場合、直ちに体制等届出書の提出が必要。</p>	<p>1 (1)H12告示19 P52, P54~55 2 (2)H12通知40 P395~396</p>	必要
			<p>◆介護職員処遇改善加算【新規】については、「サービス共通事項」に記載のとおり</p>			

## 平成24年度介護報酬・基準の改定内容

### ①介護報酬関係

<介護予防特定施設入居者生活介護>

重要:必ず確認すること!

提出方法等  
は後日通知

対象	目的	算定要件	改正後の加算・単価等 ◆=新規、◇=一部修正	留意点	告示、 通知等	体制届
一般型	評価の見直し		◇介護予防特定施設入居者生活介護費 要支援1 203単位/日 → 196単位/日 要支援2 469単位/日 → 453単位/日		1(4)H18告示127 P149 2(3)H18通知0317001 P458	
外部サービス利用型	評価の見直し		◇外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 要支援 60単位/日 → 58単位/日		1(1)H18告示127 P149 2(3)H18通知0317001 P459	
◆介護職員処遇改善加算【新規】については、「サービス共通事項」に記載のとおり						

介護報酬改定資料 ～特定施設入居者生活介護に係る告示・通知（抜粋）～

※ ページは、H24. 2. 23全国介護保険・高齢者  
保健福祉担当課長会議資料のページ

【資料名】	【ページ】
1 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する 基準（平成12年厚生省告示第19号）	…P. 52～P. 56
2 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に 関する基準（平成18年厚生省告示第127号）	…P. 149～P. 153
3 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運 営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）	…P. 234
4 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備 及び運営並びに指定介護予防サービス等に係 る介護予防のための効果的な支援の方法に 関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）	…P. 244
5 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に 関する基準（短期入所サービス及び特定施設 入居者生活介護に係る部分）及び指定施設 サービス等に要する費用の額の算定に 関する基準の制定に伴う実施上の留意事項 について（平成12年3月8日老企第40号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）	…P. 377～P. 380 …P. 394～P. 397 準用P. 387
6 指定介護予防サービスに要する費用の額の 算定に関する基準の制定に伴う実施上の 留意事項について（平成18年3月17日 老計発第0317001号老振発第0317001号 老老発第0317001号厚生労働省老健局計 画課長、振興課長、老人保健課長連名 通知）	…P. 427～P. 429 …P. 458～P. 459 準用P. 432

当該資料は、平成24年2月23日時点での厚生労働省案を抜粋して作成したものであり、  
改正後の省令、関係通知により変更がある場合がありますので、ご留意下さい。